

〒  
様

令和7年 月 日

江戸川区健康部健康サービス課母子保健係

## 妊婦のための支援給付事業のお知らせ

江戸川区では、令和7年4月1日から、妊娠中から出産・子育て期まで安心して過ごしていただけるよう、「妊婦のための支援給付事業」を開始しました。

上記に伴い、「出産・子育て応援給付金事業」は新制度に移行します。

令和7年4月1日以降、妊娠を継続されている方は「妊婦のための支援給付金（2回目）」の対象で、申請いただいた方に経済的支援として5万円（現金またはギフトカード）を給付します。下記の申請方法をご覧ください（事業や申請に関する詳細は区ホームページをご覧ください。）

\*このお知らせは、江戸川区へ妊娠届を提出された方へ送付しています。

何らかの事情で妊娠を継続されていない方にもお届けしています。

令和7年4月1日以降、流産・死産・人工妊娠中絶等を経験された方も申請いただけます。

給付をご希望される方は下記よりご申請ください。

### 【申請方法】

① 右記の二次元コードからアクセス \*多胎の方はそれぞれ申請が必要です。



② メールアドレスを登録（登録後すぐに本登録用の URL が届きます。）

③ 本登録用の URL にアクセス

④ 自身で任意のパスワードを設定

⑤ 「申請者・連絡先情報」を入力

\* 出産予定日は2回目の

⑥ 「胎児の数の届出（妊婦）」

\* 「胎児の数の届出」は

赤枠部分が写っている  
写真を添付してください。

あなたの母子健康手帳番号：

あなたのぴよママ相談日：

### 【注意事項】

□ 妊婦のための支援給付金（2回目）を受給するには、ママページを作成し「胎児の数の届出」の申請が必要です。

□ 妊婦のための支援給付金（2回目）は、申請内容に不備がなければ、新生児訪問をお受けになった月の翌々月に給付予定です。※新生児訪問は別途申請が必要です。

□ ママページに入力した「振込口座情報」や「ギフト送付先」の内容を変更したい場合は、新生児訪問をお受けになった月末まででしたら、ママページより変更可能です。

□ 江戸川区から転出後に「胎児の数の届出」をされた方は江戸川区では給付できません。転出先の自治体へご相談ください。

□ 複数の自治体から受け取ることはできません（転入の方は、転入前の自治体に確認させていただきます。）

□ 出産応援ギフトを受給した方は、妊婦のための支援給付金（1回目）は対象外です。  
妊婦のための支援給付金（1回目）を申請されても、申請は無効となります。

□ 既にぴよママギフトを申請・受給した方は、ママページからぴよママギフトを申請されても、申請は無効となります。

□ 妊婦のための支援給付事業に関しては、江戸川区妊婦のための支援給付事業コールセンターへお問合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。



### <お問い合わせ先>

江戸川区 妊婦のための支援給付事業コールセンター

電 話：03-4446-4327

受付時間：平日 9:00~17:00（土日祝、年末年始を除く）

担当部署：江戸川区健康部健康サービス課母子保健係

区ホームページ

